

品川区障害福祉計画等推進委員会設置要綱

制定	令和4年1月14日	区長決定
		要綱第77号
改正	令和4年5月27日	部長決定
		要綱第162号
改正	令和7年1月23日	区長決定
		要綱第5号
改正	令和8年4月1日	部長決定
		要綱第133号

(設置)

第1条 品川区障害者計画、品川区障害福祉計画および品川区障害児福祉計画（以下「計画」という。）の総合的かつ計画的な推進を図るため、品川区障害福祉計画等推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の推進に関すること
- (2) 計画の検証、評価および見直しに関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、20人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 障害福祉事業関係者
- (4) 教育機関関係者
- (5) 就労機関関係者
- (6) 障害者団体関係者
- (7) 公募により選出した区民
- (8) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱または任命の日から3年以内とする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長および副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、委員のうちから区長が指名する者とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長の指名した者をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集等)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、または他の方法により意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部障害者施策推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に障害者施策推進担当部長が定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。